

## 第 1 章 輸入通関関係手続

システムを使用して、海上貨物に係る次の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。

- ・ 関税法第 7 条（申告）
- ・ 関税法第 7 条の 2（申告の特例）
- ・ 関税法第 7 条の 14 第 2 項（修正申告）
- ・ 関税法第 7 条の 16 第 4 項ただし書（更正及び決定）
- ・ 関税法第 7 条の 17（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）
- ・ 関税法第 9 条の 2（納期限の延長）
- ・ 関税法第 43 条の 3（外国貨物を置くことの承認）
- ・ 関税法第 61 条の 4（保税蔵置場についての規定の準用）
- ・ 関税法第 62 条の 3 第 1 項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）
- ・ 関税法第 62 条の 10（外国貨物を置くこと等の承認）
- ・ 関税法第 63 条（保税運送）
- ・ 関税法第 67 条（輸出又は輸入の許可）
- ・ 関税法第 67 条の 2（輸出申告又は輸入申告の手続）
- ・ 関税法第 67 条の 19（輸入申告の特例）
- ・ 関税法第 73 条第 1 項（輸入の許可前における貨物の引取り）
- ・ 関税割当制度に関する政令第 3 条第 1 項ただし書（通関手続等）
- ・ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第 2 条第 1 項ただし書（通関手続等）
- ・ 関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書（原産地証明書の提出）
- ・ 関税法施行令第 61 条第 4 項（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類）
- ・ 消費税法第 51 条（引取りに係る課税貨物についての納期限の延長）
- ・ 酒税法第 30 条の 6 第 2 項、第 3 項及び第 4 項（納期限の延長）
- ・ たばこ税法第 22 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項（納期限の延長）
- ・ 揮発油税法第 13 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項（納期限の延長）
- ・ 石油ガス税法第 20 条第 2 項（納期限の延長）
- ・ 石油石炭税法第 18 条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項（納期限の延長）
- ・ 輸徴法第 6 条第 1 項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）
- ・ 輸徴法第 9 条（輸入の許可前における引取り）

また、輸入申告等に係る食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法又は感染症法に規定する許可及び承認等に係る証明についてシステムを使用して行う場合についても、この章の定めるところによる。

ただし、別紙 1（システム処理対象外申告等一覧表）の条件に該当する申告又は申請については、システムを使用して行うことができないことから、書面により処理する。

## 第 1 節 輸入申告手続

システムを使用して、次の手続(以下この節において「輸入申告等」という。)を行う場合は、この節の定めるところによる。

- ① 輸入申告（申告納税／賦課課税）（B P 承認申請を含む。）
- ② 輸入（引取）申告（注 1）
- ③ 輸入（引取・特例）申告（注 2）
- ④ 特例委託輸入（引取）申告（注 1）
- ⑤ 特例委託輸入（引取・特例）申告（注 2）
- ⑥ 蔵入承認申請（併せ保税運送）（機用品蔵入承認申請を除く。）（注 3）
- ⑦ 移入承認申請（併せ保税運送）
- ⑧ 総保入承認申請（併せ保税運送）（機用品総保入承認申請を除く。）（注 3）
- ⑨ 展示等申告
- ⑩ 蔵出輸入申告（申告納税／賦課課税）（B P 承認申請を含む。）
- ⑪ 蔵出輸入（引取・特例）申告（注 2）
- ⑫ 移出輸入申告（申告納税／賦課課税）（B P 承認申請を含み、保税作業による製品についての移出輸入申告（注 4）を除く。）
- ⑬ 総保出輸入申告（申告納税／賦課課税）（B P 承認申請を含み、保税作業による製品についての総保出輸入申告（注 4）を除く。）

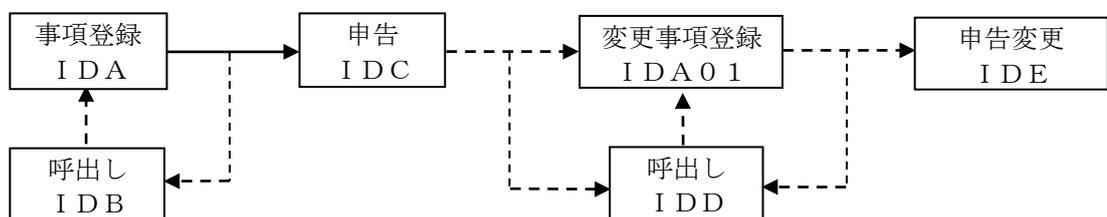
(注 1) 輸入（引取）許可及び特例委託輸入（引取）許可後の特例申告及び特例委託特例申告（特例委託輸入者が行う特例申告をいう。以下この章において同じ。）の手続は、この章第 3 節（特例申告手続）の定めるところによる。

(注 2) 輸入（引取・特例）申告、蔵出輸入（引取・特例）申告及び特例委託輸入（引取・特例）申告は、輸入（引取）許可、蔵出輸入（引取）許可又は特例委託輸入（引取）許可がされた時に、輸入（引取）許可又は蔵出輸入（引取）許可の場合は特例申告が、特例委託輸入（引取）許可の場合は特例委託特例申告が自動起動する。ただし、特例申告又は特例委託特例申告が受理されなかった場合は、改めて特例申告又は特例委託特例申告を行う必要がある。特例申告及び特例委託特例申告の手続は、この章第 3 節（特例申告手続）の定めるところによる。

(注 3) 機用品蔵入承認申請及び機用品総保入承認申請は、税関手続関連（航空編）-機用品関係手続-第 1 章第 2 節（機用品蔵入等承認申請手続）の定めるところによる。

(注 4) 保税作業による製品（原料課税）の移出輸入申告又は総保出輸入申告は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第 2 章第 11 節（移出輸入申告及び総保出輸入申告（原料課税扱い）手続）の定めるところによる。

### 【輸入申告等の流れ】



## 1 輸入申告等事項の登録

### (1) 輸入申告等事項の登録

輸入申告等を行う者又はその代理人である通関業者（以下この章（第4節（シングルウィンドウ輸入申告関係手続）及び第6節（輸入申告（沖縄特免制度）関係手続）を除く。）において「通関業者等」という。）は、「輸入申告」業務（業務コード：IDC）を実施する前に、次により輸入申告等事項をシステムに登録する。

ただし、輸入申告等事項をシステムに登録するにあたって、他の通関業者等を「申告等予定者」に指定した場合は、当該申告等予定者である通関業者等が後記3（輸入申告等）により、輸入申告等をシステムに登録する。

なお、通関業者等により、あらかじめ「申告可能者登録」業務（業務コード：UKY）又は「申告可能者登録（強制入力）」業務（業務コード：UKY12）によって申告可能者として登録されている通関業者等（以下この章において「登録済申告可能者」という。）であれば、後記2（輸入申告等事項の訂正）による訂正、又は後記3（輸入申告等）による輸入申告等のシステムへの登録を実施することができる。

登録した輸入申告等事項については、後記2（輸入申告等事項の訂正）により、「輸入申告」業務（業務コード：IDC）を実施するまでの間、訂正することができる。

#### イ 呼出しによらない方法

「輸入申告事項登録」業務（業務コード：IDA）を利用して、次の事項を入力し送信する。

なお、申告等種別ごとの入力可否については、下表の「申告等種別」欄による。

また、入力したB/L番号に係る貨物情報がシステムに登録されている場合は、貨物情報と共通の項目を入力することなく送信することにより、貨物情報からシステムにより自動補完される（補完項目については、別紙2（補完項目）参照）。

ただし、申告貨物識別が「E」（EMS）、「H」（航空郵便物）、「M」（海上郵便物）又は「U」（SAL）に該当する貨物（以下この章において「郵便物」という。）の場合は、貨物情報が登録されている場合であっても自動補完されない。

#### ◎ 留意事項

次の項目は、入力されていなくても「輸入申告事項登録」業務（業務コード：IDA）による登録が可能であり、申告等番号の払出しが行われる。

（「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合又は郵便物である旨の入力がある場合を除く）

- ・ 貨物個数
- ・ 個数単位コード
- ・ 貨物重量（グロス）
- ・ 重量単位コード（グロス）
- ・ 記号番号
- ・ 積載船舶コード
- ・ 積載船（機）名
- ・ 船（取）卸港コード
- ・ 積出地コード
- ・ 積出地名

ただし、未入力では事項登録が完了しておらず、「輸入申告」業務（業務コード：I D C）を行うことはできない。

これらの項目が未入力の場合、貨物情報登録完了後に、再度「輸入申告事項登録」業務（業務コード：I D A）を行うことで貨物情報から自動補完される。

また、次の項目については、システムに登録されている貨物情報と一致している必要があることから留意すること。

- ・「貨物個数」（「貨物個数」欄左）
  - ・「積載船舶コード」（「積載船（機）」欄左）
  - ・「船（取）卸港コード」（「船（取）卸港」欄）
  - ・「コンテナ扱い本数」（「コンテナ本数」欄）（注）
- （注） 貨物情報のコンテナ本数以下の値であること。